

# 農業用廃プラスチック類 の適正処理について

## 1. 適正処理について

農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』(以下『廃棄法』)により、排出事業者(農家)の自らの責任において処理することが義務付けられています。

また、ダイオキシン対策の強化などから、自家焼却(野焼き)や自家所有地への埋立処分は『廃棄法』により禁止されています。

## 2. 処理方法

資源として有効活用される再生工場での再生処理を基本としますが、『廃棄法』で認められた埋立処分場でも処理できます。

なお、埋立処分場での処理は、平成17年4月から産業廃棄物税が適用されました。

廃缶についても再生処理を基本とします。

## 3. 産業廃棄物を運搬する車両の表示および書面の備え付け(携帯)について

平成17年4月1日から、産業廃棄物を排出事業者(農家)が地域協議会の指定する回収所まで運搬する場合と、自ら埋立処分場へ運搬する場合、書面の備え付けが必要になります。

・書面の備え付け(携帯)について

- 氏名(名称)および住所
- 運搬する産業廃棄物の種類・数量
- 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 運搬先の事業場の名称・所在地・連絡先

## 4. 再生処理のための回収日程および処理料金(平成17年度)

回収日	回収品目	回収場所	回収時間
6月21日(火)	廃プラスチック類	農協野菜選果場	午前9時から 午後3時まで
8月23日(火)	廃プラスチック類・廃缶		
10月11日(火)	廃プラスチック類		
12月6日(火)	廃プラスチック類		
3月7日(火)	農ポリ系フィルム・廃缶		

★日程は予定であり、天候等により変更になる場合があります。

■廃プラスチック	塩化ビニール	12円/kg(税込み)
	農ポリ系フィルム	26円/kg(税込み)
■廃缶	テロン缶等	40円/缶(税込み)
	カヤヒューム缶	4円/缶(税込み)

## 5. 回収できない物等を自ら埋立処分場で処理する場合(※持参するもの…印鑑)

マニフェストの交付先	大崎町役場 農林振興課	TEL 76 - 1111
	大崎町役場 野方支所	TEL 78 - 2111
	おお鹿児島農協 大崎支所	TEL 76 - 2116